

平成20年6月18日

公立大学法人県立広島大学
理事長 赤岡 功 様

公立大学法人県立広島大学

監事 赤羽 克秀

監事 国政 道明

陰影
省略

陰影
省略

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「本学」という。）の平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

平成19年度監事監査計画に基づき、役員会その他主要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。さらに、財務諸表に関して関係職員等から説明を受け、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行い、その正確性を検討しました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以上